

妊婦健康診査補助金について

志木市健康増進センター
志木市幸町3-4-70
048-473-3811

〈対象者〉 妊婦健康診査受診日現在、志木市に住民登録があり、委託医療機関（※1参照）以外の日本国内の医療機関または助産所で妊婦健康診査費用を自費でお支払いされた方

〈申請窓口〉 志木市健康増進センター

〈申請期間〉 受診日から1年以内

〈申請に必要なもの〉

① 印鑑

・申請書は健康増進センターにあります。（市HPからダウンロード可）

② 母子（親子健康）手帳

・原本確認後、「表紙」、「妊娠中の経過」、「検査の記録」の部分のコピーをとらせていただきます。

③ 診査項目及び受診費用を証明する書類（領収書や診療明細書）

・原本確認後、コピーをとらせていただきます。

④ 未使用の助成券

・回収させていただきます。なお、受診時に医療機関において助成券に妊婦健診日、医療機関名を記入してもらってください。

⑤ 振込先口座のわかるもの

・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人

（※注1）委託医療機関・・・埼玉県が契約している、県内と1都5県（茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・東京都・神奈川県）の医療機関。

年度途中でも契約の変更（追加・削除）の場合がありますので、委託医療機関かどうかについては、受診を希望される医療機関や志木市ホームページまたは健康増進センターまでお問い合わせください。

【補助金振込みまでの流れ】

内容の審査後、支給決定した場合は、「補助金支給決定通知書」を申請者宛に普通郵便にて送付します。

申請書の受付から振込みまでは、約2ヶ月かかります。

【その他の注意点】

- 助成の対象となる妊婦健康診査の回数は、志木市が発行した助成券の未使用の枚数を上限とします。
- 補助金額は、自己負担した費用の全額ではなく、助成券に定められた金額を上限とし、自己負担した額と比較して、少ない方の金額となります。補助金額を超えた費用については、自己負担となります。
- 助成されるのは、助成券に記載された検査項目分の費用となります。
- 助産所の場合、助成の対象となる助成券は、5,000円の助成券のみとなります。(助産所では、8,000円の助成券は使用できません)
- 医療機関でその日に受けた妊婦健診に該当する助成券に、検査結果や医療機関名等を書いてもらってください。
- 確認で、医療機関等に照会をする場合がありますので、ご了承ください。

【補助金の対象外なもの】

- 志木市に転入前（または転出後）に受診した妊婦健康診査
- 妊婦健康診査の公費負担は14回分となっています。親子健康手帳の「妊娠中の経過」のページで確認し、14回を超えた分は対象外となります。
- 委託医療機関での受診の場合は、補助金対象にはなりません。受診した医療機関にご相談ください。
- 母子（親子健康）手帳交付前の検査や妊娠判定のための診察、健康保険適用の検査・健診、基本的な妊婦健康診査（※注2参照）を実施していない診療、産後の1ヶ月健診や文書料等は対象外です。

（※注2）基本的な妊婦健康診査・・・問診、診察、検査計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査、体重）